

## 平成 30 年度入札・契約制度の改正等について

平成 30 年 4 月 1 日以降に本局が発注する建設工事等に係る入札・契約制度について、次のとおり改正し、実施します。

### 1 制限付一般競争入札の対象範囲の拡大等について

#### (1) 制限付一般競争入札の対象範囲の拡大

本局では、建設工事の請負契約において、設計金額が 2,000 万円以上のうち、郡山市上下水道局契約審査会の審議を経て上下水道事業管理者が指定した案件を制限付一般競争入札に付しておりますが、平成 30 年度から対象となる範囲を以下のとおり拡大します。

	現行（～H30.3.31）	変更後（H30.4.1～）
建設工事	設計金額 2,000 万円以上	<u>設計金額 1,500 万円以上</u>

※ 工事に伴う委託に係る制限付一般競争入札の拡大についても、同様に実施する予定です。

#### (2) 制限付一般競争入札案件における設計図書閲覧対象業者、設計図書の閲覧方法及び入札参加申請締切時刻等の変更

制限付一般競争入札における設計図書閲覧対象業者等について、以下のとおり変更します。

	現行（～H30.3.31）	変更後（H30.4.1～）
設計図書閲覧対象業者	公告条件を満たす電子入札システム利用者登録業者	電子入札システム利用者登録業者
設計図書閲覧方法	申込期間内に、閲覧申込書を電子メールにより契約課へ提出し、契約課で確認後、パスワードを送信 情報公開システムで閲覧	希望者が申込期間内に、電子入札システムの <u>調達案件概要画面</u> でパスワードを確認 情報公開システムで閲覧
設計図書等質問受付及び入札参加申請受付最終日の締切時刻	午後 5 時 15 分まで	午後 4 時まで

※ 変更後の設計図書閲覧方法については、参考資料を 4 月上旬に市ウェブサイトへ掲載します。

## 2 総合評価方式の再開について

本局では、平成 23 年度以降、東日本大震災の影響により、復旧・復興工事の早期の完成を最優先に考え、総合評価方式の入札の実施を見合わせていたところではありますが、建設工事の品質確保を図るとともに、建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、優良な建設業者の育成を図るため、平成 30 年度から総合評価方式の入札を再開いたします。

なお、対象とする案件は、設計金額が 1,500 万円以上 15,000 万円未満のうち、郡山市上下水道局契約審査会の審議を経て、上下水道事業管理者が指定した案件とします。

※ 再開に当たって、評価項目及び配点の見直しを行う予定であり、詳細については、今後改正の「郡山市上下水道局建設工事総合評価方式試行要綱」を 4 月上旬に市ウェブサイトへ掲載します。

## 3 低入札調査価格制度の導入について

総合評価方式の入札を再開するに当たり、調査基準価格と失格基準価格を併用する「低入札調査価格制度」を導入し、適切なダンピング対策を講じます。

※ 詳細については、「郡山市上下水道局建設工事低入札価格調査取扱要綱」を 4 月上旬に市ウェブサイトへ掲載します。

## 4 随意契約（見積り）案件における電子入札システムの適用について

本局では、現在、工事及び工事に伴う委託等における全ての入札案件で電子入札システムを適用していますが、入札・契約事務の効率化、事業者の更なる利便性の向上等を図るため、平成 30 年度からは入札案件に加え、随意契約（見積り）案件についても電子入札システムを適用します。

※ 電子入札システムに利用者登録していない事業者は、市ウェブサイトに掲載している登録手順に基づき、手続きしてください。

詳しくは、郡山市公式ウェブサイト>産業・ビジネス・観光>入札・契約>電子入札>システムを初めて利用する方へ をご覧ください。

## 5 社会保険等未加入対策の実施

本局では、社会保険等の未加入対策として、入札参加資格審査申請の条件とするとともに、下請負人に対しては、郡山市上下水道局元請・下請関係適正化指導要綱に基づき、建設労働者の雇用条件等の改善に努めてきましたが、平成 29 年 4 月に施行した郡山市公契約条例や、建設産業の持続的な発展

に必要な人材の確保及び企業間の公平で健全な競争環境を構築する観点から、本局発注工事において、次のとおり社会保険等未加入建設業者（法的適用除外を除く）と下請契約を締結することを段階的に禁止します。

（１）一次下請契約のみ禁止

平成 30 年 4 月 1 日以降に工事請負契約を締結する全ての案件（契約金額 100 万円以上の案件）

（２）二次以下の全ての下請契約の禁止

平成 31 年 4 月 1 日以降に工事請負契約を締結する全ての案件（契約金額 100 万円以上の案件）

※ 事務手続等については、本市ウェブサイトに掲載している「建設工事に係る社会保険等未加入対策」をご覧ください。

## 6 請負代金内訳書の作成及び提出

本局と請負契約を締結する建設工事については、平成 29 年 4 月に施行した郡山市公契約条例に基づき、労働関係法令等の遵守により労働環境の向上に努めていただいておりますが、今般、国等における公共工事標準請負契約約款の改正等を勘案し、本局も、工事請負契約書第 3 条に規定する請負代金内訳書に、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示したうえで、契約締結後 5 日以内に当該内訳書を局に提出していただきます。

※ 請負代金内訳書の様式については、4 月上旬に市ウェブサイトへ掲載します。

## 7 地域建設業経営強化融資制度の創設

本局では、これまで請負代金額 300 万円以上の本局発注工事の請負者を対象に、工事請負契約に基づく工事請負代金債権を資金貸付事業者等へ譲渡することを承諾し、中小建設業者への資金供給の円滑化を図るための下請セーフティネット債務保証事業を実施しておりますが、国土交通省がこの制度を拡充した「地域建設業経営強化融資制度」の適用時期を延長したことから、本局でもこの制度を導入し、元請業者の更なる資金調達の円滑化を図ります。

拡充の内容は、以下のとおりです。

- ① 債権譲渡先に（株）建設経営サービス等の民間事業を追加
- ② 工事出来高に見合った融資に加え、未完成部分の施工資金についても、保証事業会社の金融保証により金融機関からの融資が受けやすくなります。

※ 詳細については、今後改正の「工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領」を 4 月上旬に市ウェブサイトへ掲載します。

## 8 発注区分の変更について

本局では、「本市が発注している業種」と「福島県中建設事務所が行っている経営事項審査の完成工事高に振り分けられる業種」の相違を解消するため、平成 29 年度を準備期間として、影響のある事業者に対する救済（特例）措置を行っておりますが、平成 30 年度からは予定どおり、発注する業種区分を変更いたします。（別紙「平成 30 年度以降の発注区分表」のとおり）

なお、これに伴い、現在、変更後の業種に登録のない方の救済を目的として、入札参加資格審査申請の特例（第三特例）登録を平成 30 年 9 月 14 日まで受け付けておりますので、条件を確認の上、速やかに申請手続きを行ってください。また、本特例の対象とならない方につきましても、更なる特例措置を検討中ですので、郡山市契約課（TEL024-924-2601）にご相談ください。

※ 第三特例については、本市ウェブサイトに掲載している「平成 30 年度建設工事入札参加資格審査申請の特例（第三特例）について」をご覧ください。

**【問い合わせ先】**

上下水道局総務課 契約係

TEL:024-932-7643